

広島市規則第 2 1 号

令和 7 年 3 月 1 1 日

広島市消防吏員の服制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

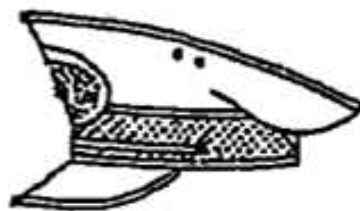
広島市長 松 井 一 實

広島市消防吏員の服制に関する規則の一部を改正する規則

広島市消防吏員の服制に関する規則（昭和 2 6 年 9 月 1 日広島市規則第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「消防吏員制服」を削り、同表帽子の項中「とし、帽のまわりに濃紺又はその類似色のリボン巻くもの」を削り、「男性については、帽の腰まわり」を「帽の腰回り」に、「じや腹組金線」を「蛇腹組金線」に、「じや腹組黒色線」を「蛇腹組黒色線」に改め、同表の図中冬帽・夏帽（男性）の部分を実次のように改める。

冬帽・夏帽（男性）



別表の図中冬帽・夏帽（女性）の部分を実次のように改める。

冬帽・夏帽（女性）



附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に消防吏員に貸与されている改正前の広島市消防吏員の服制に関する規則別表の規定による冬帽及び夏帽は、令和 8 年 3 月 3 1 日までの間、改正後の広島市消防吏員の服制に関する規則別表の規定による冬帽及び夏帽とみなす。